告示

○国土交通省告示第五百二十九号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十九条第二項の規定に基づき、航空交通管制業務に関する告示（昭和四十二年運輸省告示第百四十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月二日　　国土交通大臣　前田　武志

別表第一岡山空港の項を次のように改める。

岡山空港	岡山空港出張所	飛行場管制業務	岡山タワー	７時から21時30分まで
	関西空港事務所	進入管制業務	関西アプローチ	
		ターミナル・レーダー管制業務	関西レーダー	

別表第一高松空港の項を次のように改める。

高松空港	高松空港事務所	飛行場管制業務	高松タワー	７時30分から21時30分まで
	関西空港事務所	進入管制業務	関西アプローチ	
		ターミナル・レーダー管制業務	関西レーダー	

別表第二高松特別管制区の項を次のように改める。

高松特別管制区	関西空港事務所	進入管制業務	関西アプローチ	７時30分から21時30分まで
		ターミナル・レーダー管制業務	関西レーダー	

附　則

この告示は、平成二十四年五月三十一日から施行する。

○国土交通省告示第五百二十号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条の二第三項及び航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百二条の四の規定に基づき、航空法第九十六条の二第一項及び第二項の規定による規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める告示（平成十七年国土交通省告示第九百三十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月二日　　国土交通大臣　前田　武志

別表第二CS2―1の項、CS2―2の項及びCS3の項中「高松空港事務所」を「関西空港事務所」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年五月三十一日から施行する。

○国土交通省告示第五百二十一号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条第三項第四号の規定に基づき、進入管制区を指定する告示（昭和五十年運輸省告示第四百六十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月二日　　国土交通大臣　前田　武志

表関西進入管制区の項を次のように改める。

関西進入管制区	1　次に掲げる区域の直上空域で高度2,750m以下のもの イ　吉備ＶＯＲ（Ｎ34°45′Ｅ133°50′）を中心とする半径36kmの円内又はＮ34°40′17″Ｅ134°00′54″を中心とする半径41kmの円内の区域のうちＮ34°51′49″Ｅ134°25′06″の地点とＮ34°44′41″Ｅ133°25′47″の地点を結ぶ直線の北側にあるもの ロ　Ｎ34°51′49″Ｅ134°25′06″の地点、Ｎ34°44′41″Ｅ133°25′47″の地点、Ｎ34°40′00″Ｅ133°35′00″の地点、Ｎ34°09′44″Ｅ133°22′57″の地点、Ｎ33°56′47″Ｅ133°33′42″の地点、Ｎ33°56′46″Ｅ133°48′01″の地点、Ｎ34°07′20″Ｅ133°53′27″の地点、Ｎ34°41′57″Ｅ133°52′27″の地点、Ｎ34°44′09″Ｅ133°59′37″の地点、Ｎ34°49′18″Ｅ134°25′46″の地点及びＮ34°51′49″Ｅ134°25′06″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（関西ＶＯＲ（Ｎ34°26′Ｅ135°15′）を中心とする半径126kmの円内の区域のうちＮ34°41′57″Ｅ133°52′27″の地点とＮ34°07′20″Ｅ133°53′27″の地点を結ぶ直線の西側にあるもの及び高知ＶＯＲ（Ｎ33°33′Ｅ133°41′）を中心とする半径45kmの円内の区域に係るものを除く。） ハ　Ｎ34°19′35″Ｅ133°57′12″の地点を中心とする半径54kmの円内の区域のうちＮ34°09′44″Ｅ133°22′57″の地点とＮ33°56′47″Ｅ133°33′42″の地点を結ぶ直線の西側にあるもの 2　次に掲げる区域の直上空域で高度3,650m以下のもの イ　Ｎ34°48′20″Ｅ135°24′13″を中心とする半径40kmの円内の区域のうちＮ34°56′49″Ｅ135°48′57″の地点とＮ34°48′07″Ｅ135°02′20″の地点を結ぶ直線の北側にあり、かつ、Ｎ34°55′42″Ｅ134°58′58″の地点とＮ34°48′07″Ｅ135°02′20″の地点を結ぶ直線の東側にあるもの ロ　高知ＶＯＲを中心とする半径45kmの円内の区域のうちＮ33°56′46″Ｅ133°48′01″の地点とＮ33°45′32″Ｅ133°42′15″の地点を結ぶ直線の西側にあり、かつ、Ｎ33°45′32″Ｅ133°42′15″の地点とＮ33°27′32″Ｅ133°11′27″の地点を結ぶ直線の北側にあるもの 3　次に掲げる区域の直上空域で高度4,550m以下のもの イ　Ｎ34°07′20″Ｅ133°53′27″の地点、Ｎ33°45′32″Ｅ133°42′15″の地点、Ｎ33°27′32″Ｅ133°11′27″の地点、Ｎ32°54′59″Ｅ133°14′40″の地点、Ｎ33°09′32″Ｅ134°12′23″の地点、Ｎ33°25′35″Ｅ134°21′55″の地点、Ｎ33°34′46″Ｅ134°38′38″の地点、Ｎ33°35′45″Ｅ134°19′00″の地点、Ｎ33°37′02″Ｅ134°19′00″の地点、Ｎ33°37′14″Ｅ134°14′22″の地点及びＮ34°07′20″Ｅ133°53′27″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（関西ＶＯＲを中心とする半径126kmの円内の区域のうちＮ34°07′20″Ｅ133°53′27″の地点とＮ33°37′14″Ｅ134°14′22″の地点を結ぶ直線の西側にあるものを除く。） ロ　高知ＶＯＲを中心とする半径63kmの円内の区域のうちＮ33°25′35″Ｅ134°21′55″の地点とＮ33°09′32″Ｅ134°12′23″の地点を結ぶ直線の東側にあるもの 4　Ｎ33°37′02″Ｅ134°19′00″の地点、Ｎ33°35′45″Ｅ134°19′00″の地点、Ｎ33°34′46″Ｅ134°38′38″の地点、Ｎ33°36′07″Ｅ134°40′43″の地点及びＮ33°37′02″Ｅ134°19′00″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度1,850mを超え4,550m以下のもの